

実践キャリア・アップ戦略
エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度
評価対象講座等認定停止・取消し規程（公開用）

1. 適用

本規程は、エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度レベル認定認定基準（CL100）3項で定める評価対象講座等の認定の停止及び認定の取消しについて規定する。

2. 関連文書

CL100 レベル認定基準
CP101 評価対象講座等認定基準
CQD11 用語の定義

3. 認定の停止及び取消し

- (1) エネルギー・環境マネジャー登録室（以下、「登録室」という）は、評価対象講座等の申請者（以下、「申請機関」という）が次の a)、b)いずれかに該当している可能性がある（以下、「対象機関」という）場合、対象機関にその状況及びエネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度レベル認定委員会（以下、「委員会」という）の審議に諮られる場合があることを文書で通知する。
 - a) 虚偽の申請関係情報等の捏造による認定の取得
 - b) 認定証の改ざん等による不正使用
- (2) 登録室は、対象機関が上記 a)、b)いずれかに該当（以下、「該当機関」という）していることが確認された場合は、委員会が指定する方法で弁明の機会が与えられることを文書で通知する。
- (3) 登録室は、上記状況経緯を委員会に報告し、委員会が認定の停止、又は認定の取消しの処分が妥当と判定した場合は、委員会が定める期間認定を停止、又は認定を取消し、被処分機関に文書で通知し、認定証の返却を求める。

4. 認定の回復

4.1 停止処分の認定の回復

委員会が定める認定停止期間が経過したとき認定は回復し、返却された認定証は被処分機関に戻される。

4.2 取消し処分の認定の回復

認定取消し処分を受けた認定の回復はできない。取消し被処分機関による認定の再申請は、取消しが決定された日から3年間は受理されない。

以上